

【機関等名】

沖縄振興開発金融公庫東京本部

【所在地等】

郵便番号 100 - 0013

所在地 千代田区霞が関3 - 7 - 1大東ビル9F

T E L 03 - 3581 - 3241

F A X 03 - 5511 - 8233

U R L <http://www.okinawakouko.go.jp/>

【設置根拠】

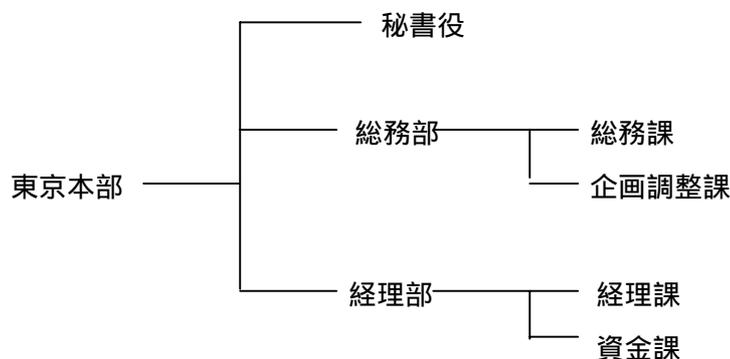
沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年5月13日法律第31号）

【所掌事務】

沖縄公庫は、本土における日本政策投資銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫及び社会福祉・医療事業団（社会福祉貸付を除く）の1銀行4公庫等に相当する業務を一元的に取り扱っており、東京本部においては、次の事務を行っている。

- (1) 業務の総合調整、組織・定員、情報公開に関すること等
- (2) 規程類の企画・立案・整備、運営基本方針の企画・立案、貸付方針・事業計画の総合調整に関すること等
- (3) 予算の編成・配布、決算に関すること等
- (4) 資金計画、政府出資金及び借入金、債券の発行及び償還並びに利払に関すること等

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 沖縄振興開発金融公庫東京本部総務部総務課

T E L 03 - 3581 - 3241

F A X 03 - 5511 - 8233

【機関等名】

公営企業金融公庫

【所在地等】

郵便番号 102-0094

所在地 千代田区紀尾井町4-1

T E L 03-5210-5900

F A X 03-5210-5924

U R L <http://www.jfm.go.jp/>

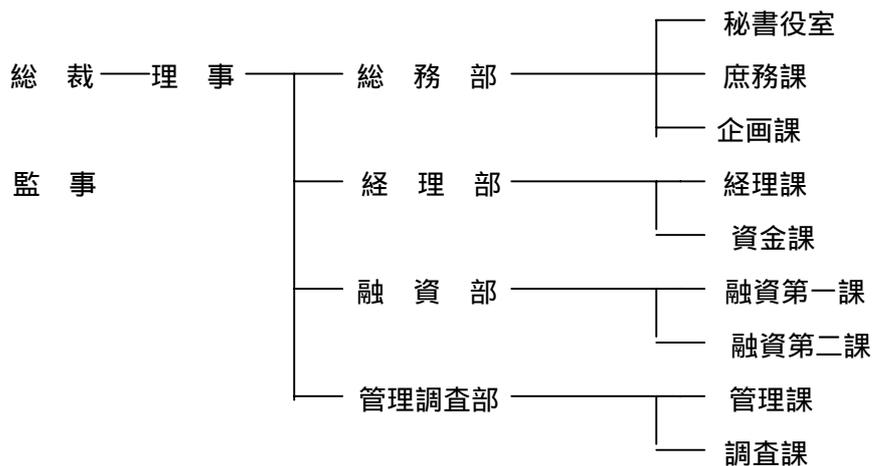
【設置根拠】

公営企業金融公庫法（昭和32年4月27日法律第83号）

【所掌事務】

- (1) 地方公共団体の公営企業に係る地方債資金の融通
- (2) 臨時地方道整備事業等の臨時3事業に係る地方債資金の融通
- (3) 地方道路公社及び土地開発公社への資金融通
- (4) 地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付け
(農林漁業金融公庫からの業務の受託)

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部企画課

T E L 03-5210-5915

F A X 03-5210-5925

【機関等名】

国民生活金融公庫本店

- ・ 東京相談センター
- ・ 東京都内各支店

【所在地等】

(国民生活金融公庫本店)

郵便番号 100-0004

所在地 千代田区大手町1-9-3 公庫ビル

T E L 03-3270-1361

U R L <http://www.kokukin.go.jp/>

(東京相談センター)

郵便番号 100-0004

所在地 千代田区大手町1-9-3 公庫ビル

T E L 03-3270-4649

F A X 03-3231-7804

U R L <http://www.kokukin.go.jp/>

(東京都内各支店)

支店名	郵便番号	所在地	T E L F A X
東京	104-0033	中央区新川1-17-28	03-3553-3441 03-3553-3419
新宿	160-0023	新宿区西新宿1-14-9	03-3342-4171 03-3342-4180
大森	143-0016	大田区大森北1-15-17	03-3761-7551 03-3762-9622
池袋	171-0022	豊島区南池袋2-27-9 池袋室町ビル	03-3983-2131 03-3989-0467
江東	130-0022	墨田区江東橋3-7-8 日本生命錦糸町ビル	03-3631-8171 03-3631-4760

支店名	郵便番号	所在地	T E L F A X
大手町	100-0004	千代田区大手町 1 - 9 - 3 公庫ビル	03-3270-1300 03-3241-9310
千住	120-0034	足立区千住 1 - 1 2 - 1 明治生命千住ビル	03-3881-6175 03-3879-3670
渋谷	150-0041	渋谷区神南 1 - 2 1 - 1 日本生命ビル	03-3464-3311 03-3464-3020
五反田	141-0031	品川区西五反田 1 - 3 1 - 1 日本生命五反田ビル	03-3490-7370 03-3492-6860
上野	110-0015	台東区東上野 2 - 1 8 - 1 0 日本生命上野ビル	03-3835-1391 03-3837-2187
板橋	173-0013	板橋区氷川町 3 9 - 2 板橋法人会館	03-3964-1811 03-3579-3740
立川	190-8551	立川市錦町 1 - 9 - 1 5	042-524-4191 042-525-0385
三鷹	181-0013	三鷹市下連雀 3 - 2 6 - 9 サンシロービル	0422-43-1151 0422-49-2302
八王子	192-0082	八王子東町 7 - 3	0426-46-7711 0426-45-0752

【設置根拠】

国民生活金融公庫法第 3 条（昭和 2 4 年 5 月 2 日法律第 4 9 号）

【管轄区域】

（東京支店）

東京都（中央区、港区のうち東新橋・新橋・西新橋・虎ノ門・愛宕・麻布狸穴町・麻布永坂町・六本木・麻布台・元赤坂・赤坂・南青山・北青山・台場、大島・三宅・八丈・小笠原の各支庁に所管区域）

（新宿支店）

東京都（新宿・中野・杉並の各区）

（大森支店）

東京都（大田区）

（池袋支店）

東京都（豊島・練馬の各区）

（江東支店）

東京都（江東・江戸川の各区，墨田区のうち石原・亀沢・菊川・錦糸・京島・江東橋・太平・立川・立花・千歳・業平・東墨田・文花・緑・八広・横川・両国）

（大手町支店）

東京都（千代田区のうち飯田橋・岩本町・内神田・内幸町・大手町・霞が関・鍛冶町・北の丸公園・九段北・九段南・皇居外苑・猿樂町・千代田・永田町・西神田・隼町・東神田・日比谷公園・一ツ橋・平河町・富士見・丸の内・三崎町・有楽町・一番町・二番町・三番町・四番町・五番町・六番町・神田駿河台・神田美土代町・神田北乗物町・神田美倉町・神田紺屋町・神田富山町・神田西福田町・神田東紺屋町・神田東松下町・神田多町・神田須田町・神田岩本町・神田鍛冶町・神田淡路町・神田神保町・神田錦町・神田小川町・神田司町・紀尾井町・麹町・文京区のうち大塚・音羽・春日・後楽・小日向・小石川・水道・関口・千石・西片・白山・本郷・本駒込・向丘・目白台）

（千住支店）

東京都（足立・葛飾の各区、荒川区のうち荒川・町屋・南千住）

（渋谷支店）

東京都（渋谷・世田谷の各区）

（五反田支店）

東京都（品川区・目黒区の各部、港区のうち芝・海岸・三田・浜松町・芝大門・芝公園・南麻布・元麻布・西麻布・麻布十番・東麻布・高輪・白金・白金台・芝浦・港南）

（上野支店）

東京都（台東区、千代田区のうち外神田・神田花岡町・神田松永町・神田練塀町・神田平河町・神田佐久間町・神田佐久間海岸・神田和泉町・神田相生町、文京区のうち千駄木・根津・弥生・湯島、墨田区のうち吾妻橋・押上・墨田・堤通・東駒形・東向島・本所・向島・横綱、北区のうち王子・上中里・岸町・栄町・昭和町・田端新町・田端・豊島・東十条・東田端・船堀、荒川区のうち西尾久・西日暮里・東尾久・東日暮里）

（板橋支店）

東京都（板橋区、北区のうち赤羽西・赤羽北・赤羽台・赤羽・赤羽南・岩淵町・浮間・王子本町・神谷・上十条・桐ヶ丘・志茂・十条台・十条仲原・滝野川・中十条・中里・西が丘・西ヶ原）

（立川支店）

東京都（立川・青梅・府中・昭島・小平・東村山・国分寺・国立・福生・東大和・武蔵村山・羽村・あきる野の各市、西多摩郡）

（三鷹支店）

東京都（三鷹・武蔵野・調布・小金井・西東京・狛江・清瀬・東久留米の各市）

（八王子支店）

東京都（八王子・町田・日野・多摩・稲城の各市）

【所掌事務】

（１）独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるものに対して、当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金（下記（３）に規定する資金を除く。）の貸付けを行うこと。

（２）教育（学校教育法）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下同じ。）を受ける者又はその者の親族に対して、小口の教育資金（教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。以下同じ。）の貸付けを行うこと。

（３）次のイからホまでに掲げる者に対し、それぞれ当該イからホまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 生活衛生関係営業（生活衛生関係の営業として政令で定める営業をいう。以下同じ。）を営む者であつて、政令で定めるもの（口において「生活衛生関係営業者」という。） 政令で定める施設又は設備（車両を含む。以下同じ。）の設置又は整備（当該施設又は設備の設置又は整備に伴つて必要となる施設の設置又は整備を含む。）に要する資金その他当該生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であつて政令で定めるもの

ロ 生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業に使用される者であつて、主務省令で定める基準に該当するもの その者が新たに当該生活衛生関係営業と同一の業種に属する営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金

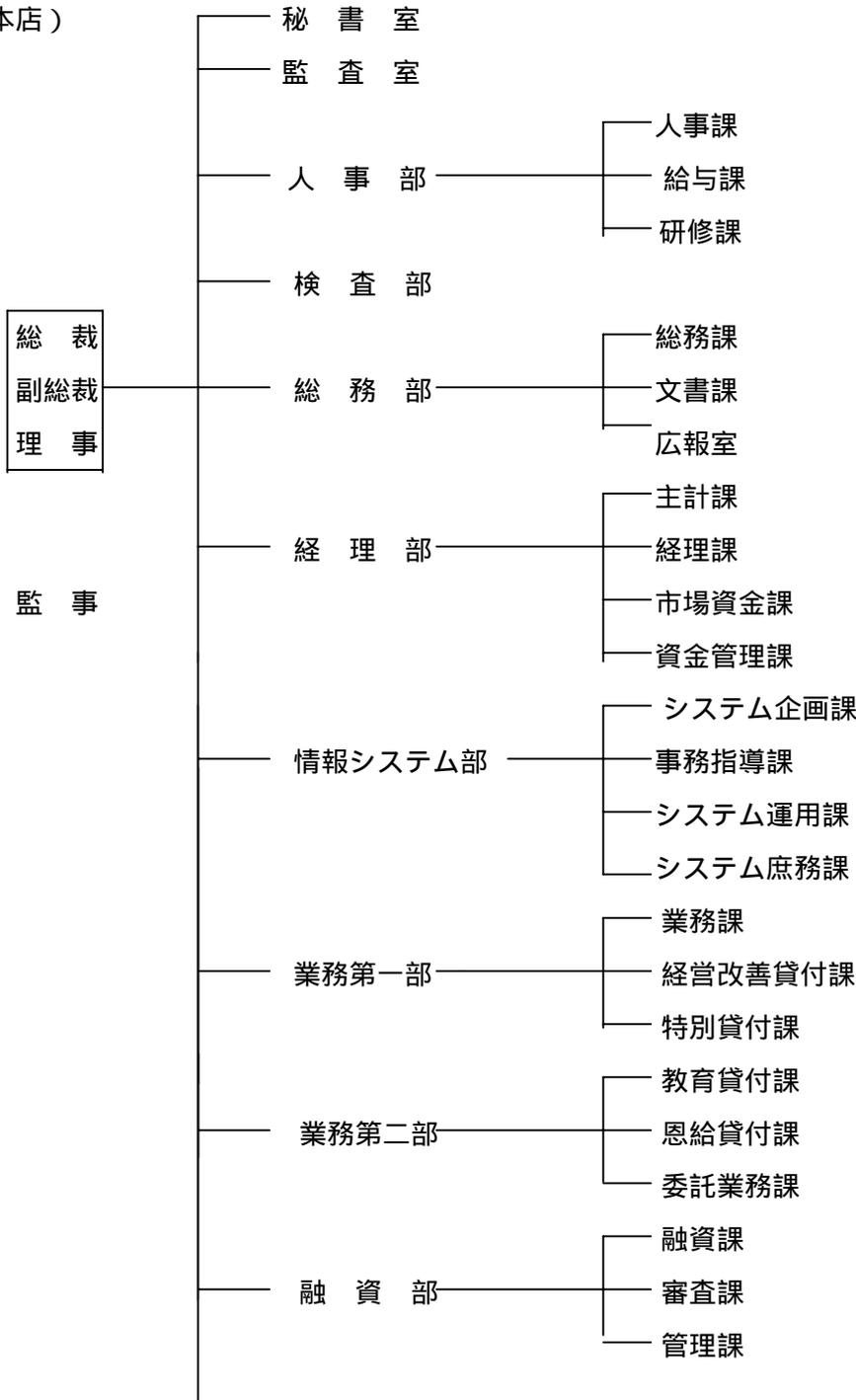
ハ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会その他の者であつて、政令で定める事業を行うもの 当該事業を行うために必要な施設若しくは設備の設置若し

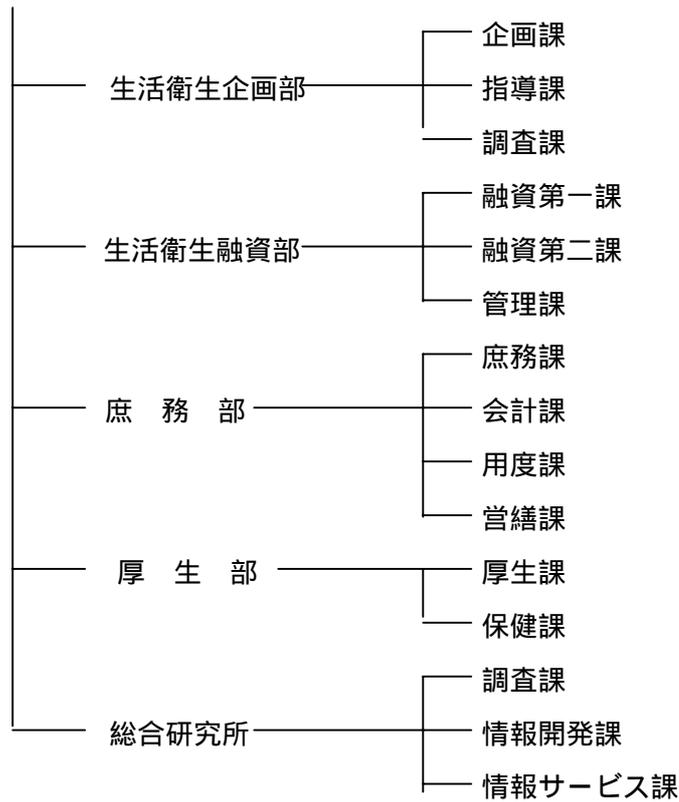
- くは整備に要する資金又は当該事業を行うのに要する資金であつて、政令で定めるもの
- ニ 生活衛生関係営業に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者 当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金
- ホ 理容師又は美容師を養成する事業（理容師法又は美容師法）の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。）を行う者 理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金

(4) 前記(1)から(3)の業務に附帯する業務を行うこと。

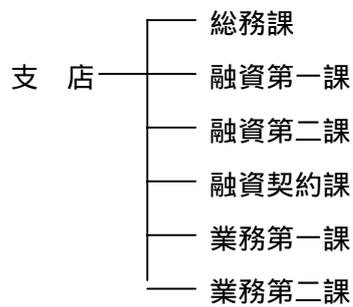
【組織】

(本店)





(支店)



- (注) 1 支店に置く課は支店規模等により異なる
 2 特定の支店には総括室が置かれている

【情報開示請求窓口】

(本店)

担当部署 本店総務部文書課

T E L 03 - 3270 - 1361

F A X 03 - 3246 - 1340

(支 店)

支店名	担 当 部 署	T E L F A X
東京	次長	0 3 - 3 5 5 3 - 3 4 4 1 0 3 - 3 5 5 3 - 3 4 1 9
新宿	次長	0 3 - 3 3 4 2 - 4 1 7 1 0 3 - 3 3 4 2 - 4 1 8 0
大森	次長	0 3 - 3 7 6 1 - 7 5 5 1 0 3 - 3 7 6 2 - 9 6 2 2
池袋	次長	0 3 - 3 9 8 3 - 2 1 3 1 0 3 - 3 9 8 9 - 0 4 6 7
江東	次長	0 3 - 3 6 3 1 - 8 1 7 1 0 3 - 3 6 3 1 - 4 7 6 0
大手町	次長	0 3 - 3 2 7 0 - 1 3 0 0 0 3 - 3 2 4 1 - 9 3 1 0
千住	次長	0 3 - 3 8 8 1 - 6 1 7 5 0 3 - 3 8 7 9 - 3 6 7 0
渋谷	次長	0 3 - 3 4 6 4 - 3 3 1 1 0 3 - 3 4 6 4 - 3 0 2 0
五反田	次長	0 3 - 3 4 9 0 - 7 3 7 0 0 3 - 3 4 9 2 - 6 8 6 0
上野	次長	0 3 - 3 8 3 5 - 1 3 9 1 0 3 - 3 8 3 7 - 2 1 8 7
板橋	次長	0 3 - 3 9 6 4 - 1 8 1 1 0 3 - 3 5 7 9 - 3 7 4 0
立川	次長	0 4 2 - 5 2 4 - 4 1 9 1 0 4 2 - 5 2 5 - 0 3 8 5
三鷹	次長	0 4 2 2 - 4 3 - 1 1 5 1 0 4 2 2 - 4 9 - 2 3 0 2
八王子	次長	0 4 2 6 - 4 6 - 7 7 1 1 0 4 2 6 - 4 5 - 0 7 5 2

【機関等名】

農林漁業金融公庫
・東京支店

【所在地等】

(農林漁業金融公庫)

郵便番号 100-0004
所在地 千代田区大手町1-9-3
T E L 03-3270-2261
F A X 03-3270-2350
U R L <http://www.afc.go.jp/>

(東京支店)

郵便番号 100-0004
所在地 千代田区大手町1-8-2
T E L 03-3270-9791
F A X 03-3270-9248

【設置根拠】

農林漁業金融公庫法(昭和27年12月29日法律第355号)

【主な所掌事務】

農林漁業者又は食品の製造、加工若しくは流通の事業を営む者に対する貸付け及び貸付債権の
管理・回収

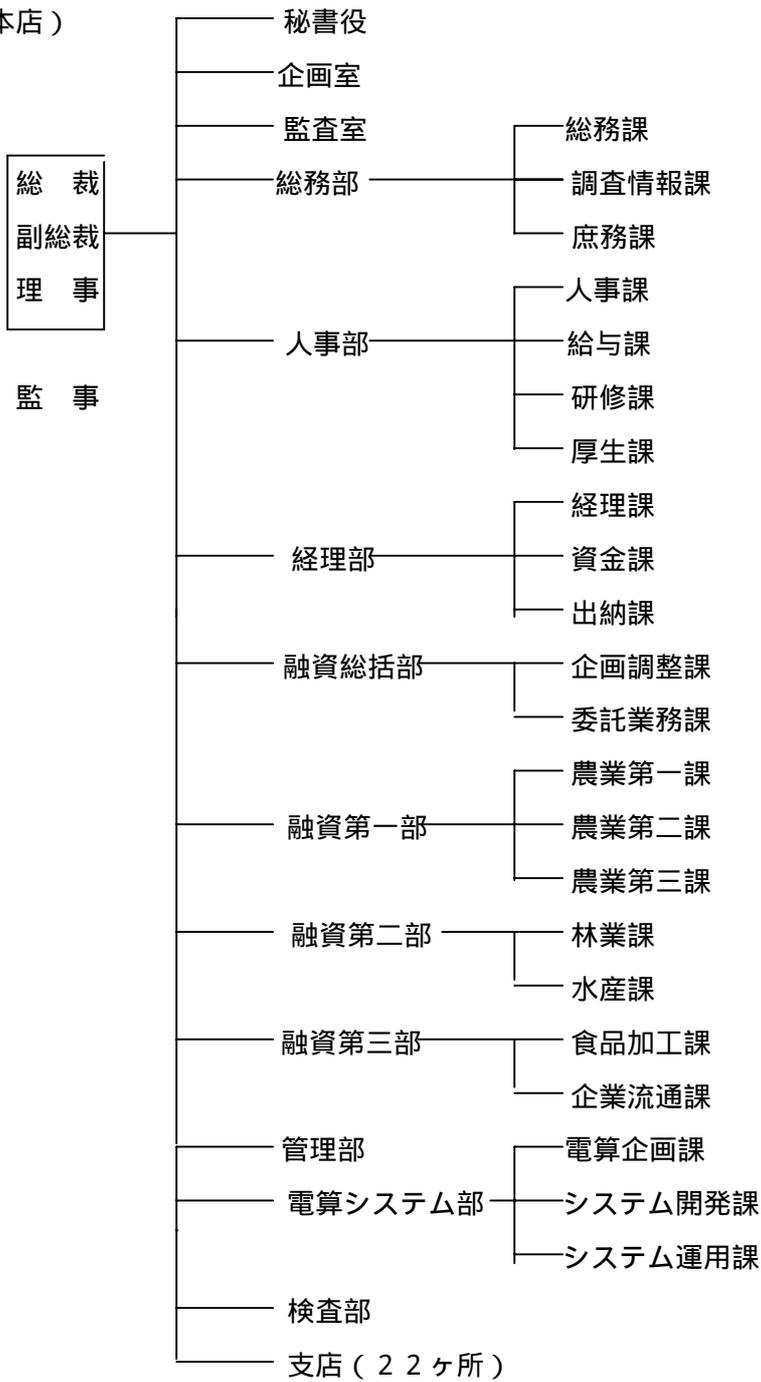
【管轄区域】

(東京支店)

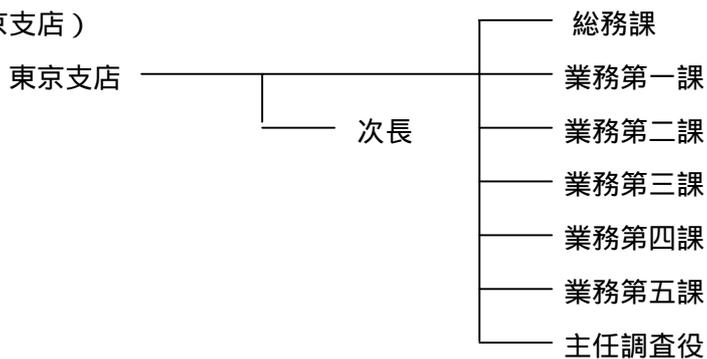
東京都、神奈川県、山梨県、静岡県

【組織】

(本店)



(東京支店)



【情報開示請求窓口】

(本店・東京支店)

担当部署 総務部総務課

T E L 03 - 3270 - 2264

F A X 03 - 3270 - 2350

【機関等名】

中小企業金融公庫

- ・東京支店
- ・千住支店
- ・大森支店
- ・池袋支店
- ・西東京支店

【所在地等】

(中小企業金融公庫本店)

郵便番号 100-0004

所在地 千代田区大手町1-9-3(公庫ビル)

T E L 03-3270-1271

F A X 03-3270-4908

U R L <http://www.jfs.go.jp/>

(都内各支店)

支店名	郵便番号	所在地	T E L F A X
東京	160-0023	新宿区西新宿1-7-2スバルビル3階	03-3343-1261 03-3344-4113
千住	120-0034	足立区千住1-12-1明治生命千住ビル6階	03-3870-2125 03-3888-0751
大森	140-0013	品川区南大井6-22-7大森ベルポートE館7階	03-5763-3001 03-5763-3010
池袋	171-0021	豊島区西池袋3-27-12池袋ウェストパークビル3階	03-3986-1261 03-3985-0703
西東京	190-0012	立川市曙町2-38-5立川ビジネスセンタービル11階	042-528-1261 042-527-3835

【設置根拠】

中小企業金融公庫法(昭和28年8月1日法律第138号)

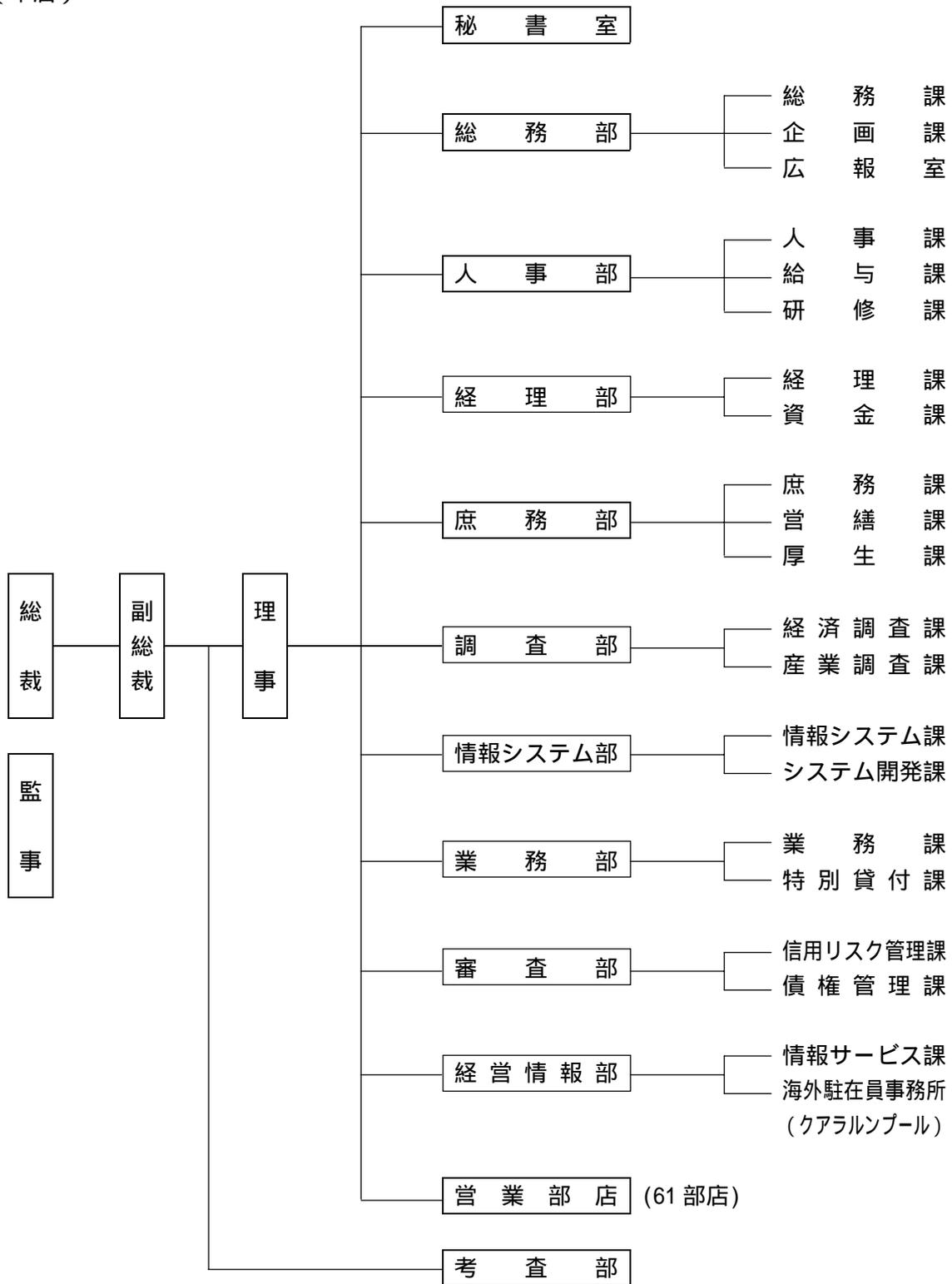
【所掌事務】

- (1) 中小企業者に対する貸付け
- (2) 中小企業者が新たに発行する社債の応募その他の方法による取得
- (3) 上記 2 項目に附帯する業務
- (4) 中小企業投資育成株式会社に対する長期資金の貸付け
- (5) 小規模企業者等設備導入資金助成法第 1 4 条に定める貸与機関（設備貸与機関）に対する長期資金の貸付け

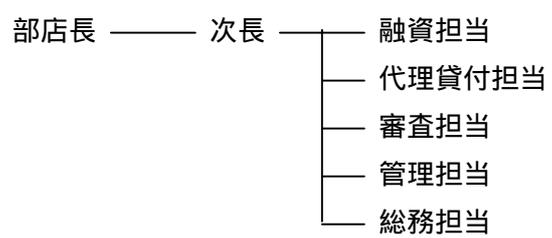
【管轄区域】

- (1) 本店
 - ・ 営業第一部：千代田区、港区
 - ・ 営業第二部：中央区、台東区
 - ・ 営業第三部：墨田区、江東区、江戸川区
- (2) 東京支店：新宿区、文京区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- (3) 千住支店：荒川区、足立区、葛飾区
- (4) 大森支店：品川区、大田区
- (5) 池袋支店：豊島区、北区、板橋区、練馬区、清瀬市、東久留米市、西東京市
- (6) 西東京支店：八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡

【組織】
(本店)



(営業部店)



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部内情報公開窓口

T E L 0 3 - 3 2 7 0 - 1 2 6 6

【機関等名】

住宅金融公庫本店

- ・住情報相談センター
- ・東京支店
- ・南関東支店

【所在地等】

(本店)

郵便番号 112-8570

所在地 文京区後楽1-4-10

T E L 03-3812-1111

F A X 03-5800-8181

U R L <http://www.jyukou.go.jp/>

(センター・支店)

支店等名	郵便番号	所在地	T E L F A X U R L
住情報相談センター	112-8570	文京区後楽1-4-10	03-5800-8169 03-5800-8211 http://www.jyukou.go.jp/
東京	112-8671	文京区関口1-23-6プラザ江戸川橋ビル内	03-5261-5912 03-3267-6616 http://www.tokyo.jyukou.go.jp/
南関東	162-0811	新宿区水道町3-1水道町ビル内	03-3260-9800 03-3267-9674 http://www.nankan.jyukou.go.jp/

【設置根拠】

住宅金融公庫法(昭和25年5月6日法律第156号)

【所掌事務】

1 融資業務

(1) 個人住宅 個人が住宅を建設又は購入する場合に、その必要な資金を次の各種別により貸し付ける

イ 個人建設住宅 自ら居住するための住宅を建設する人に対してその建設に必要な資金

の貸付けを行う

- 公社分譲住宅・優良分譲住宅・高層住宅・建売住宅 新築住宅を自ら居住するために購入する人に対してその購入に必要な資金の貸付けを行う。公社分譲住宅は地方住宅供給公社等が、また優良分譲住宅は民間の事業主が計画的・集合的に建設した住宅の購入資金を、高層住宅は民間の事業主が集団的に建設した中高層共同住宅の購入資金を、また建売住宅は民間の事業主により比較的小規模な団地で原則として一戸建てにより供給された建売住宅の購入資金を貸し付ける。なお、公社分譲住宅については、地方住宅供給公社等に対して建設資金の貸付けも併せて行う。

八 中古住宅 自ら居住するために中古住宅を購入する人に対してその購入に必要な資金の貸付けを行う。なお、拠点住宅の他に取得する住宅及び親族の居住の用に供する住宅を建設又は購入する人に対しても必要な資金の貸付けを行う（住まいひろがり特別融資）。

（２）賃貸住宅

- イ 公社賃貸住宅 賃貸住宅を建設する地方住宅供給公社等に対してその建設資金の貸付けを行い、住環境の良好な地域において低家賃の賃貸住宅の供給を図る。
- 民間賃貸住宅 民間の事業主による賃貸住宅の供給の促進を図る。
- 八 小規模敷地活用型賃貸住宅 比較的小規模な賃貸住宅を建設する人に対して貸付けを行う。
- 二 社宅等 社宅として利用し、又は従業員に分譲するための住宅の建設又は購入資金の貸付けを行う。

（３）都市居住再生等

- イ 都市居住再生 住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する耐火建築物等の建設資金及び購入資金の貸付けを行う。
- 市街地再開発等 施設建築物及び特定街区内建築物等の建設資金及び購入資金を貸し付ける。
- 八 中高層建築物 中高層耐火建築物を建設する個人又は法人にその建設に必要な資金の貸付けを行う。また分譲される住宅又は非住宅を購入する人に対しては、その購入に必要な資金の貸付けも行う。

（４）復旧改良

- イ 災害復興住宅等 被災家屋の復旧、地すべり等に備えた家屋の移転・建設・購入・補修、崖崩れ等に備えた防災工事に要する資金の貸付けを行う。
- 住宅改良 住宅の増築、改築又は修繕等を行う個人又は法人等に対してその必要な資金の貸付けを行う。

(5) 関連公共施設の整備資金及び関連公共施設の建設資金 地方公共団体及び会社その他の法人等が一定規模以上の宅地造成又は団地建設と併せて道路、公園等の関連公共施設を整備し、及び学校等の関連公益施設を建設する場合に貸付けを行う。

(6) 宅地造成資金 大都市及びその周辺地域又は新住宅市街地開発事業の施行地区等宅難の著しく、早急に宅地開発を必要とする地域を中心に貸付けを行う。

(7) 財形住宅 一定の財形貯蓄を行った勤労者に対して持家の取得又は改良のための資金の貸付けを行う。

2 証券化支援事業（買取型）

民間金融機関の貸付債権を公庫が買い取り、その貸付債権を信託会社等に信託し、当該貸付債権を担保として、住宅金融公庫債権（資産担保証券）を発行することにより、民間金融機関による「長期・固定金利の住宅ローン」の供給を実現する。

3 住宅融資保険事業 一般の金融機関が行う住宅資金等の融資について保険を行う。

【管轄区域】

（住情報相談センター）

東京都、（茨城県、埼玉県、千葉県、山梨県、静岡県、神奈川県）

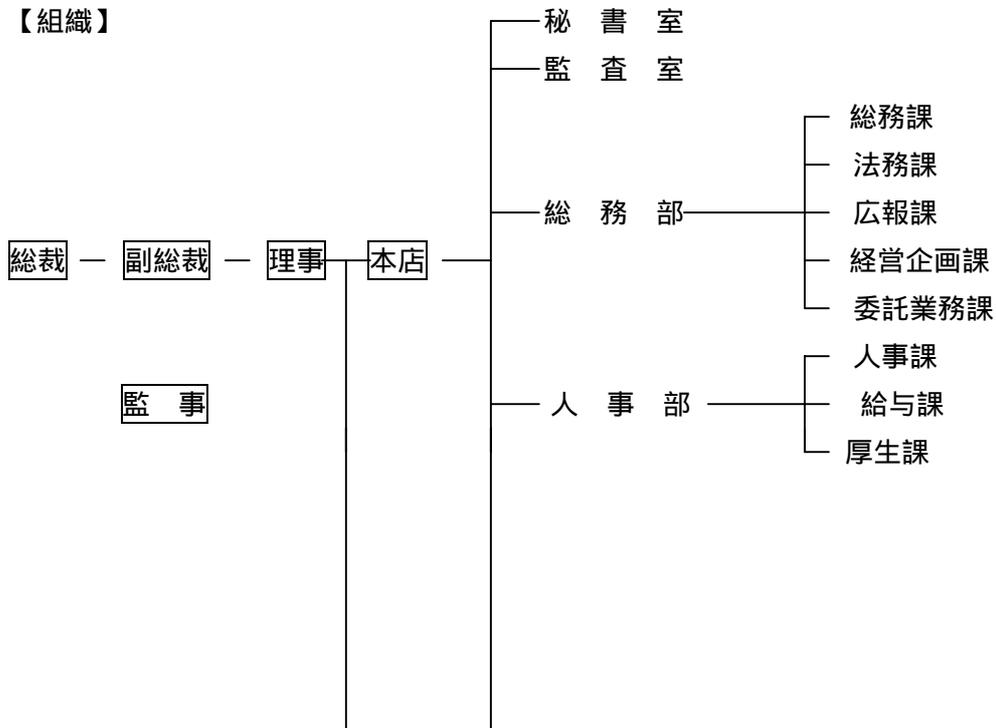
（東京支店）

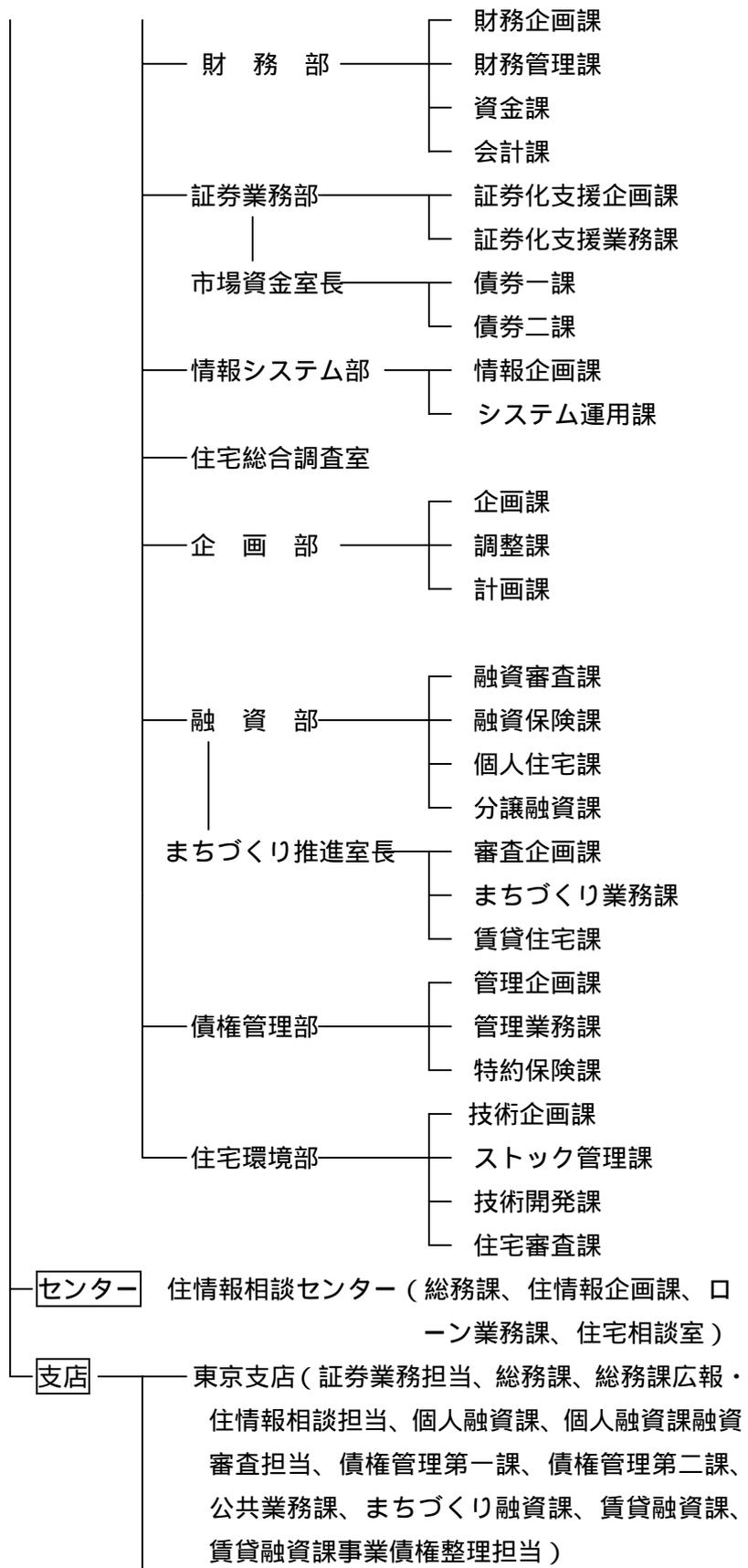
東京都、（神奈川県）

（南関東支店）

（茨城県、埼玉県、千葉県、山梨県、静岡県）

【組織】





南関東支店（証券業務担当、総務課、総務課広報・住情報相談担当、個人融資課、個人融資課融資審査担当、債権管理課、債権管理課返済相談担当、公共業務課、まちづくり融資課、賃貸融資課、賃貸融資課事業債権整理担当）

（北海道支店、東北支店、北関東支店、名古屋支店、北陸支店、大阪支店、中国支店、四国支店、福岡支店、南九州支店）

【情報開示請求窓口】

（住情報相談センター）

担当部署 情報公開窓口

T E L 0 3 - 5 8 0 0 - 8 1 6 9

（東京支店）

担当部署 情報公開窓口

T E L 0 3 - 5 2 6 1 - 5 9 1 2

（南関東支店）

担当部署 情報公開窓口

T E L 0 3 - 3 2 6 0 - 9 8 0 0

【機関等名】

国際協力銀行

【所在地等】

郵便番号 100 - 8144

所在地 千代田区大手町1 - 4 - 1

T E L 03 - 5218 - 3111

F A X 03 - 5218 - 3956

U R L <http://www.jbic.go.jp>

【設置根拠】

国際協力銀行法（平成11年4月23日法律第35号）

【所掌事務】

（国際金融等業務）

（1）輸出金融

開発途上地域に対する設備の輸出等に必要な資金の貸付け等

（2）輸入金融

資源・エネルギーの輸入に必要な資金の貸付け等

（3）投資金融

我が国企業等の海外において行う事業に必要な資金の貸付け等

（4）アンタイドローン

外国政府や国際機関等の海外で行う事業及び当該外国の物資の輸入に必要な資金の貸付け又は債券取得等（我が国からの資機材の調達を条件としない）

（5）ブリッジローン

外国の政府等の対外取引を円滑にするための短期資金の貸付け

（6）債務の保証（公債等の保証を含む）

（7）出資

（8）調査業務

（海外経済協力業務）

（1）円借款

開発途上地域の外国政府等が行う開発事業の実施又は経済の安定に関する計画の達成に必要な資金の貸付け

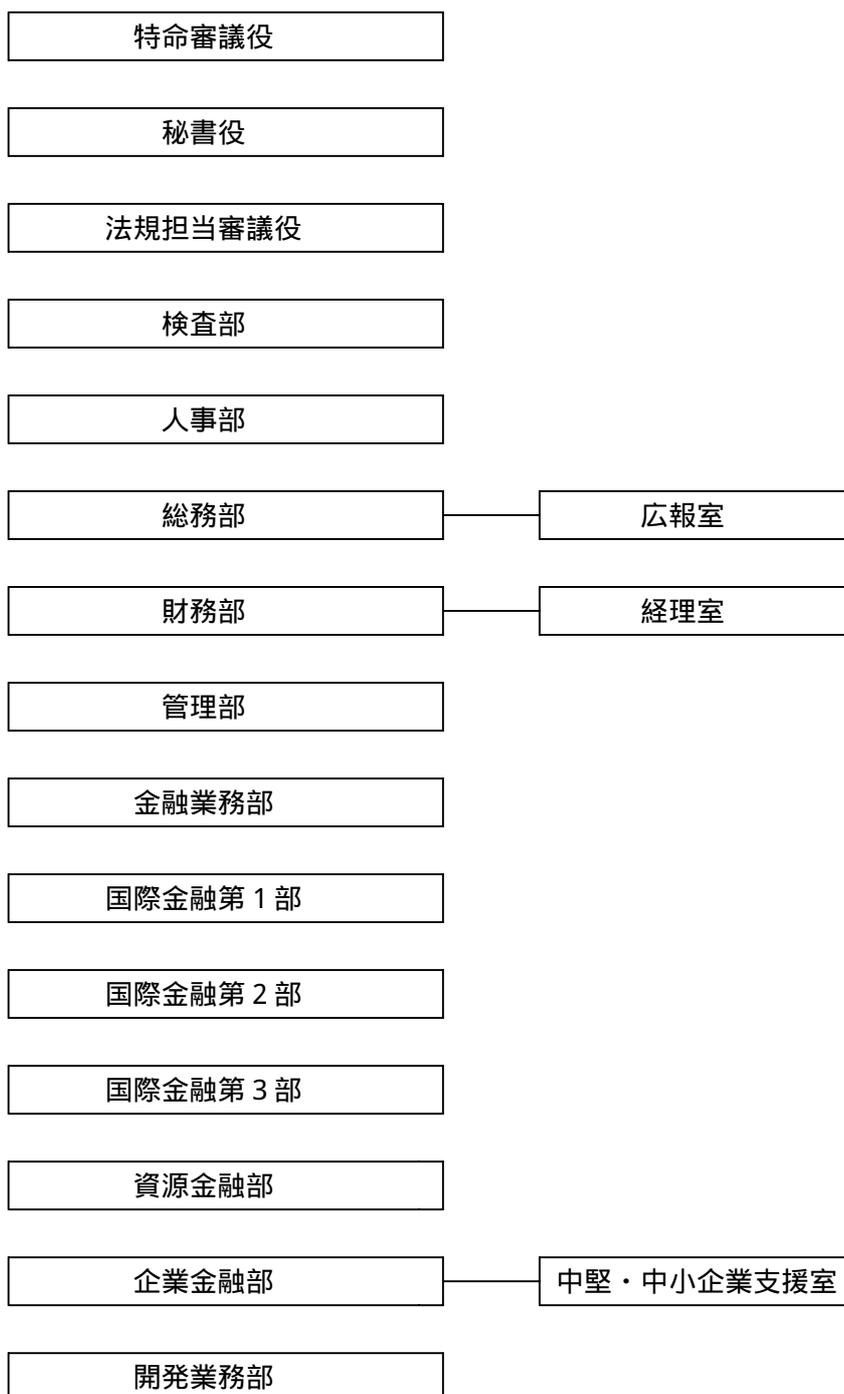
（2）海外投融資

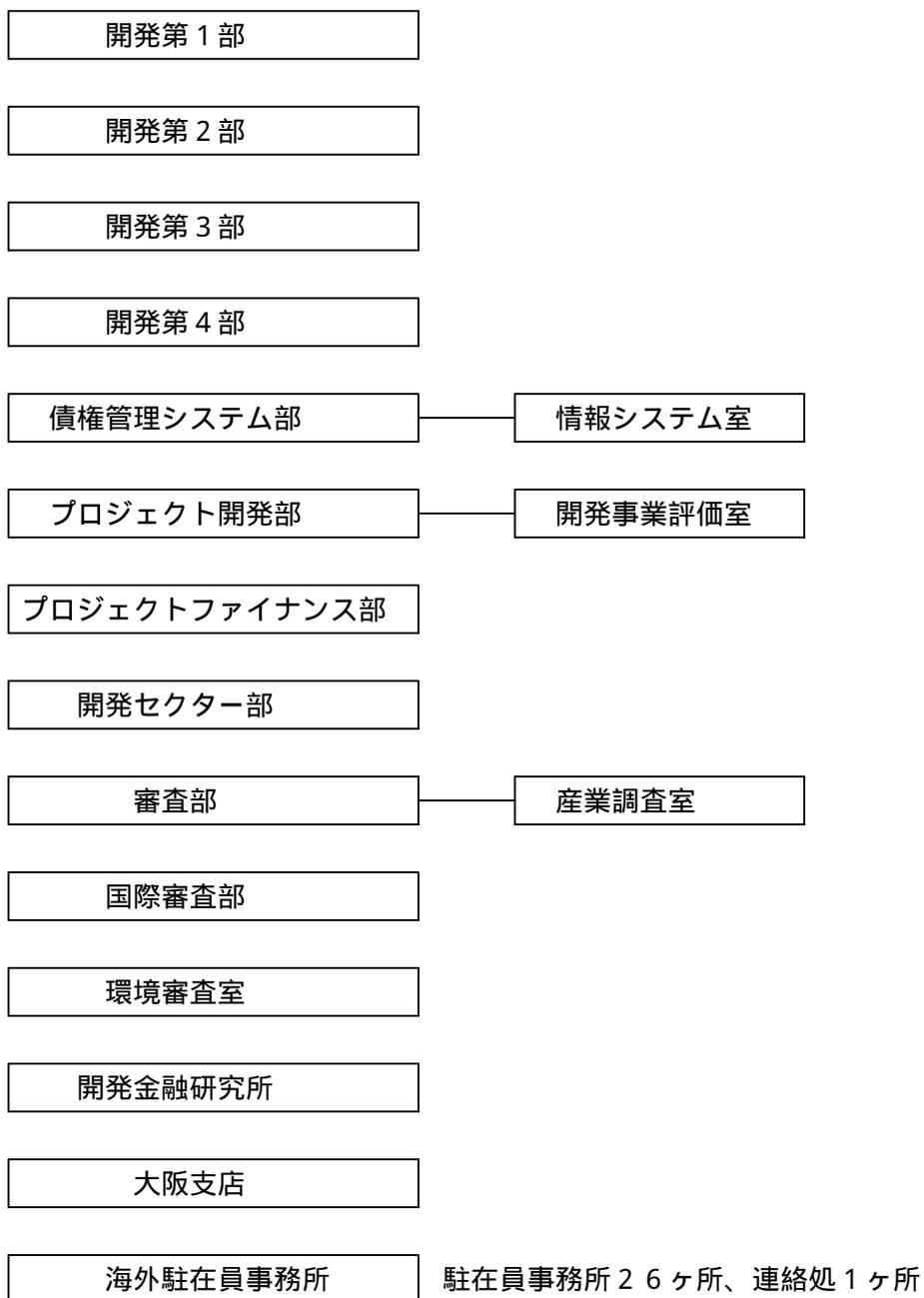
我が国又は開発途上地域の法人等が行う開発事業の実施に必要な資金の貸付け及び出

資（但し、平成 13 年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限る）

（ 3 ） 調査業務

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 JBIC 広報センター

T E L 03 - 5218 - 9710

F A X 03 - 5218 - 9715

【機関等名】

日本政策投資銀行

【所在地等】

郵便番号 100-0004

所在地 千代田区大手町1-9-1

T E L 03-3244-1900

F A X 03-3271-8472

U R L <http://www.dbj.go.jp/>

【設置根拠】

日本政策投資銀行法（平成11年6月11日法律第73号）

【所掌事務】

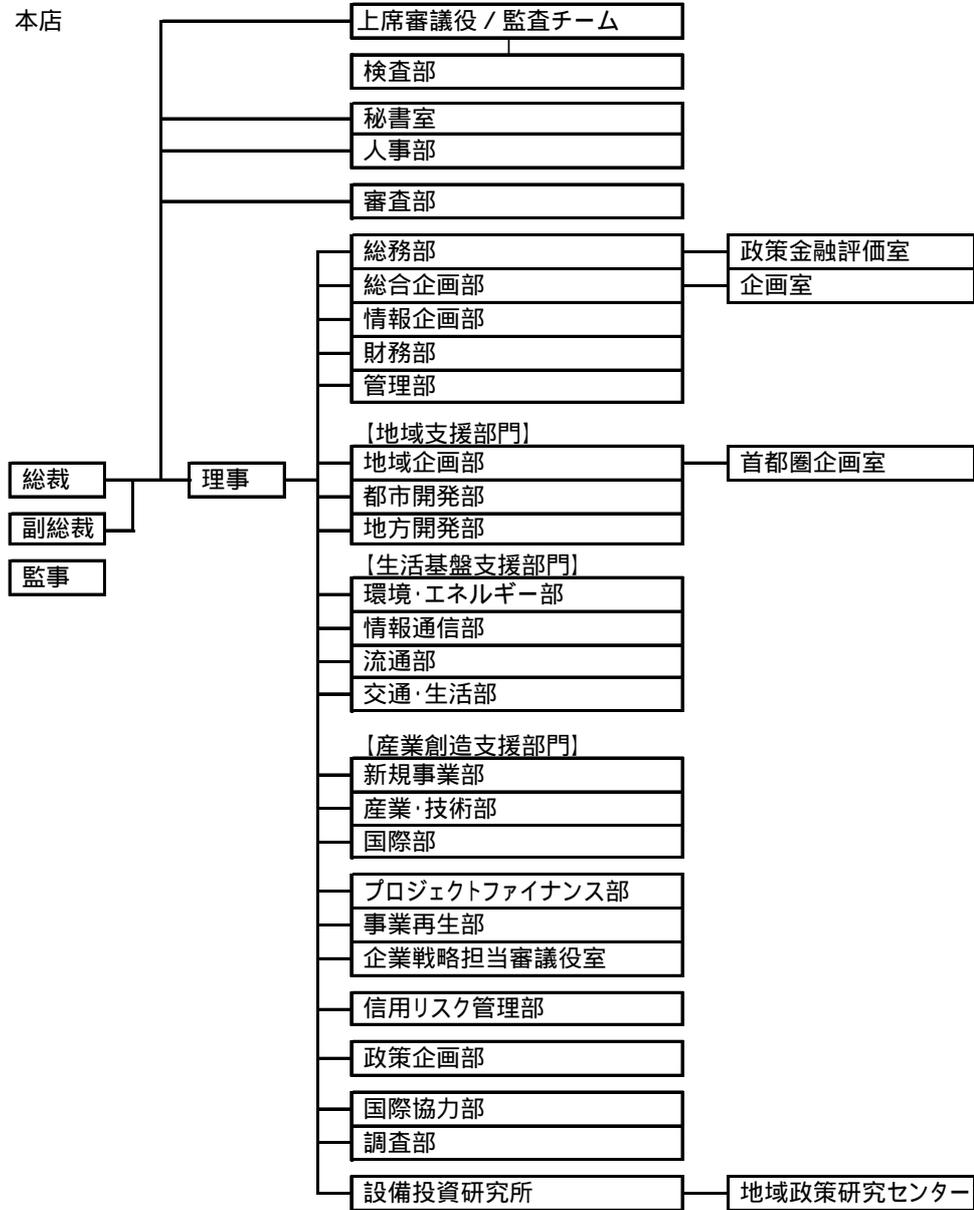
経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する下記事業に必要な、長期資金の供給等

- (1) 下記事業資金の貸付け
- (2) 下記事業資金に係る債務の保証
- (3) 下記事業資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得
- (4) 下記事業資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受け
- (5) 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資
- (6) 上記業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務（上記業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る）
- (7) これらに附帯する業務

<対象事業及び資金>

- ・設備の取得、改良若しくは補修
- ・当該設備の取得等に関連する資金
- ・土地の造成
- ・既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備
- ・事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等（財務大臣が定めるものに限る）
- ・高度で新しい技術の研究開発
- ・上記に掲げる資金の返済

【組織】



支店(10支店・8事務所)

支店: 北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州
事務所: 函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

海外駐在員事務所(6事務所)

ワシントン、ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、フランクフルト、シンガポール

【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部

T E L 0 3 - 3 2 4 4 - 1 4 3 3

F A X 0 3 - 3 2 7 1 - 8 4 7 2

【機関等名】

商工組合中央金庫

【所在地等】

(本店)

郵便番号 104-0028

所在地 中央区八重洲2-10-17

T E L 03-3272-6111

U R L <http://www.shokochukin.go.jp/>

営業店	郵便番号	所在地	T E L
営業部	104 -0028	中央区八重洲2 10 17	TEL 03 3272 6111
八王子	192 -0081	八王子市横山町2 5	TEL 0426-46 3131
上野	110 -0005	台東区上野1 10 12	TEL 03-3834 0111
大森	143 -0016	大田区大森北1 1 10	TEL 03(3763)1251
京浜島 出張所	143 -0003	大田区京浜島2 10 2	TEL 03 3799 0331
押上	130 -0002	墨田区業平3 10 8	TEL 03 3624 1161
新宿	160 -0023	新宿区西新宿1 22 2	TEL 03 3340 1551
深川	135 -0042	江東区木場5 11 17	TEL 03 3642 7131
東京	105 -0012	港区芝大門2 12 18	TEL 03 3437 1231
池袋	171 -0022	豊島区南池袋1 21 10	TEL 03 3988 6311
渋谷	150 -0002	渋谷区渋谷2 17 5	TEL 03 3486 6511
神田	101 -0045	千代田区神田鍛冶町3 3 12	TEL 03 3254 6811

新木場	1 3 6 -0082	江東区新木場 1 1 8 6	TEL 03 5569 1711
-----	----------------	----------------	------------------

【設置根拠】

商工組合中央金庫法（昭和11年5月27日法律第14号）

【所掌事務】

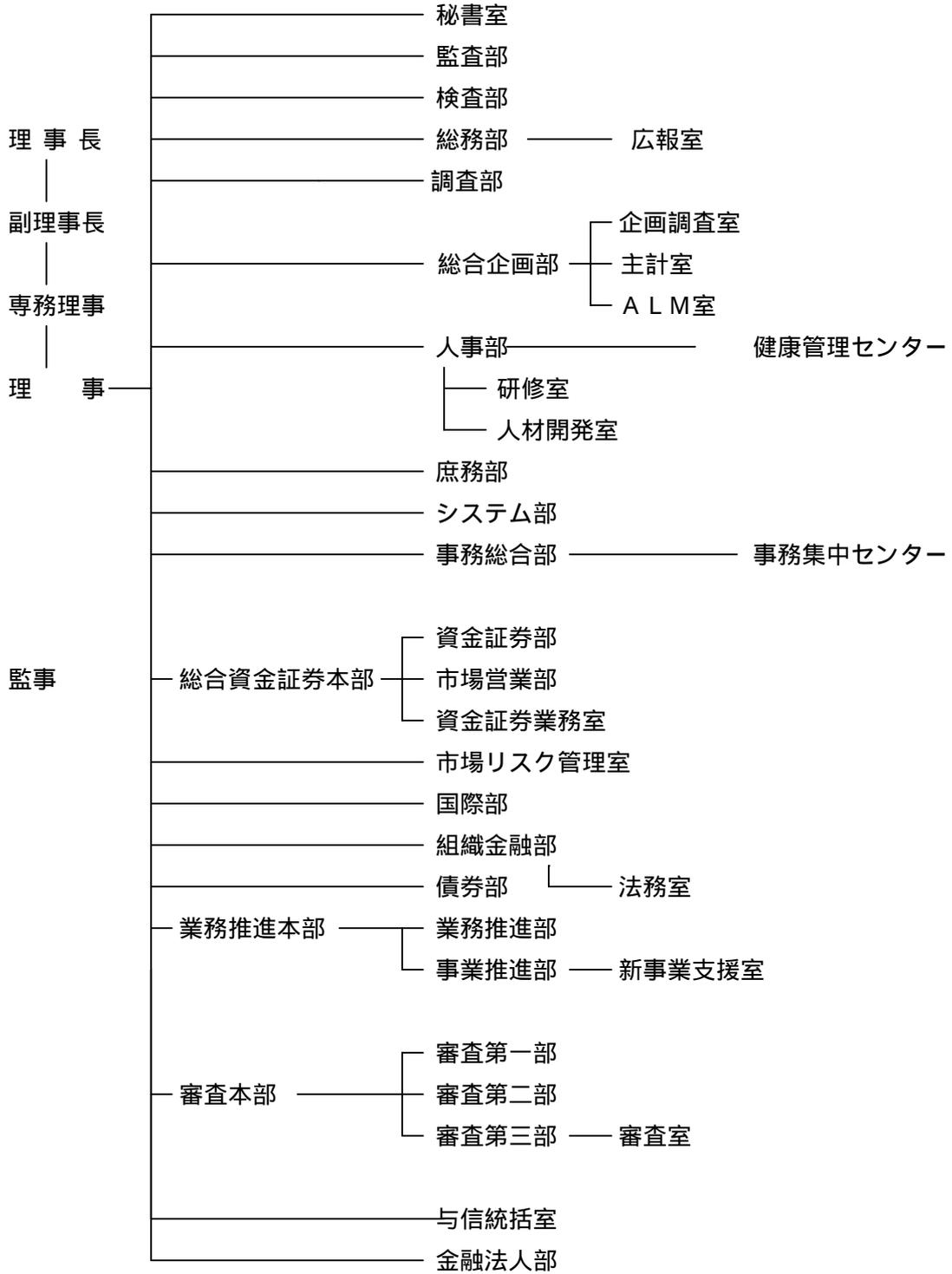
中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑化を図るため必要な業務

【管轄区域】

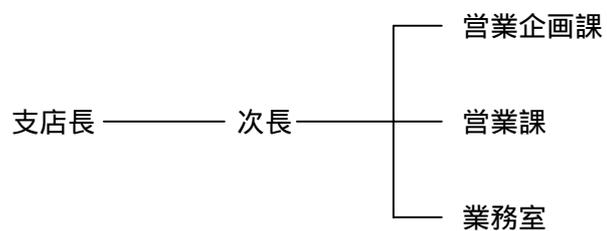
営業店	管轄区域
営業部	千代田区、中央区、新宿区、大島支庁、三宅支庁、八丈支庁、小笠原支庁
八王子	八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡
上野	文京区、台東区、荒川区、足立区
大森	大田区、品川区
京浜島出張所	大田区
押上	墨田区、葛飾区
新宿	新宿区、杉並区、中野区、渋谷区、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市
深川	江東区、江戸川区
東京	千代田区、港区、品川区
池袋	豊島区、板橋区、練馬区、北区、文京区、東久留米市、清瀬市、西東京市
渋谷	世田谷区、目黒区、渋谷区、港区
神田	千代田区、中央区、台東区
新木場	江東区、江戸川区

【組織】

(本部・準本部)



(営業店)



(注) 上記営業店の組織は代表的な事例。異なる営業店有り。

【情報開示請求窓口】

担当部署 各営業店の情報公開窓口

T E L 各営業店の電話番号を参照

(注)京浜島出張所には設置されていない。